

非法人寺院

「

」

寺則

非法人寺院「寺」寺則

第一章 総則

(目的)

第一条 この寺院は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、浄土真宗の教義をひろめ、法要儀式を行い、及びこの寺院に属する僧侶、門徒その他の信者を教化育成することを目的とし、その他この寺院の目的を達成するための業務及び礼拝の施設などの財産の維持管理を行う。

(名称)

第二条 この寺院は、非法人寺院であって「寺」といい、その規則を「寺則」という。

(事務所の所在地)

第三条 この寺院は、事務所を

に置く。

(包括団体)

第四条 この寺院を包括する宗教団体は、宗教法人「浄土真宗本願寺派」(以下「宗派」という。)とする。

(公告の方法)

第五条 この寺院の公告は、本堂の掲示場に十日間掲示して行う。

(宗派及び本山の護持並びに規則の遵守)

第六条 この寺院及びこの寺院に属する僧侶は、宗派及びその本山たる本願寺(以下「本山」という。)を永世護持し、宗制、宗法及び宗規その他の規則を遵守し、賦課金を宗派に納める義務を負う。

## 第二章 役員その他の機関

### 第一節 住職

(住職の資格及び任命)

第七条 住職は、この寺院に属する教師のうちから、この寺院が申請した者について、総長の申達を経て、門主が任命し、寺務を主宰する。

(住職代務)

第八条 住職が、死亡その他の事由によって欠けた場合又は病気その他の事由によって相当の期間職務を行うことができない場合において、後任住職の任命の申請をすることが困難なときは、住職代務を置かなければならない。

2 住職代務は、教師のうちから、この寺院の申請した者について、総長が任命し、その任期は二年とする。但し、再任されることができない。

3 住職代務は、住職に代ってその職務の全部を行い、その置くべき事由がなくなつたときは、当然その職を退くものとする。

(特命の住職及び住職代務)

第九条 住職が、死亡その他の事由によって欠けた場合において、後任住職の任命の

申請ができないとき、又は住職代務を置くことができないとき、若しくは住職又は住職代務に寺院の管理上不適任と認められる事由があるときは、総長が特命する住職又は住職代務を置く。

## 第二節 門徒総代等

(選任、任期及び職務権限)

第十条 この寺院の諮問機関として、門徒総代 人を置く。

2 門徒総代は、この寺院の門徒のうちから、衆望の帰する者について、住職が委嘱する。

3 門徒総代の任期は、四年とする。但し、再任されることができない。

4 門徒総代は、この寺則に定める職務権限を行うほか、住職を補佐して、寺門の護持発展に努め、その諮問に応じて意見を具申する。

(解任)

第十一条 門徒総代が、その職務の執行に当り、正しくない行為のあったときは、住職は、解任することができる。

(その他の機関)

第十二条 この寺院には、門徒総代のほか、必要に応じて顧問、参与、世話係その他の機関を設けることができる。

2 第十条第三項及び前条の規定は、前項の機関の職にある者について準用する。

## 第三章 門徒

(門徒)

第十三条 第一条に掲げる目的を遵奉して、本山に帰向し、この寺院に帰属する者

(僧侶及び寺族を除く。)で、この寺院備付の門徒名簿に登録されたものをこの寺院の門徒とする。

2 門徒名簿の登録又は抹消は、本人の申出によって住職が行い、住職は、その旨を総局に届け出るものとする。

(責務)

第十四条 門徒は、宗派及び本山並びにこの寺院の護持発展に努めなければならない。

2 門徒は、この寺院の護持発展に必要な経費を負担するものとする。但し、特別の法要儀式その他重要な事項に関する経費の負担は、門徒総代の意見を聞いて決定したところによるものとする。

(所属の廃止)

第十五条 門徒が、この寺院の所属を離れようとするときは、書面で、その旨を住職に届け出るものとする。

(門徒名簿の削除)

第十六条 門徒が、その本分にそむいたときは、住職は門徒総代の同意を得て、門徒名簿から削除することができる。

第四章 財務

(財産の区分)

第十七条 この寺院の財産は、特別財産、基本財産及び運用財産とし、住職がこれを管理する。

2 特別財産は、次に掲げる財産とする。

一 本尊、影像その他礼拝の対象となる有体物

二 法物

3 基本財産は、次に掲げる財産とする。

一 不動産

二 宝物

三 基本財産として指定寄附を受けた有価証券、現金その他の動産

四 基本財産に編入することを決定した有価証券、現金その他の動産

4 運用財産は、次に掲げる財産とする。

一 懇志

二 基本財産から生ずる果実

三 特別財産及び基本財産以外の財産並びに雑収入

5 特別財産及び基本財産の設定及び変更は、門徒総代の決定を経て、住職が行う。

(財産の処分等)

第十八条 この寺院が、次に掲げる行為をしようとするときは、門徒総代に諮問し、その行為の少なくとも一か月前に、門徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げ

る行為が緊急の必要に基づくものであり、又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間にかかるものである場合は、この限りでない。

一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

二 借入（当該会計年度の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。

三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

四 境内地の著しい模様替をすること。

五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを寺院の教義の宣布、法要儀式の執行及び信者の教化育成以外の目的のために供すること。

2 この寺院の境内地及び境内建物その他の重要な財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、総長の承認を受けなければならない。

（災害の届出）

第十九条 この寺院の不動産その他の重要財産が火災その他の災害によって滅失したときは、住職は、その状況を速やかに総長に届け出るものとする。

（財産目録の作成）

第二十条 この寺院の財産目録は、毎会計年度終了後三か月以内に作成し、門徒総代に報告しなければならない。

(経費の支弁)

第二十一条 この寺院の毎会計年度における経費は、運用財産をもって支弁しなければならぬ。

(予算の編成)

第二十二条 この寺院の毎会計年度におけるすべての収入及び支出は、会計年度開始前に予算に編成し、門徒総代に諮問しなければならない。

2 予算は、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。但し、必要により、經常部及び臨時部に分けることができる。

3 予算超過又は予算外の支出に充てるために、予算中に予備費を設けることができる。

4 予備費を使用するときは、門徒総代に諮問しなければならない。

(補正予算)

第二十三条 予算編成後に、やむを得ない事由が生じたときは、門徒総代に諮問し、補正予算を編成することができる。

(特別会計の設定)

第二十四条 特別の目的に充て、又は特別の業務若しくは事業を行うために、特別会計を設けることができる。

(決算の作成)

第二十五条 決算は、毎会計年度終了後三か月以内に作成し、門徒総代に報告しなけ



ればならない。

（決算剰余及び予算外収入の処分）

第二十六条 毎会計年度において、決算に剰余を生じたとき、又は予算外に特別の収入があったときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れ、又は門徒総代に諮問し、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

（会計年度）

第二十七条 この寺院の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

## 第五章 補則

（寺則の変更）

第二十八条 この寺則を変更しようとするときは、門徒総代に諮問し、総長の承認を得なければならない。

（寺院の移転、合併及び解散）

第二十九条 前条の規定は、この寺院が移転、合併及び解散をしようとする場合に準用する。

（残余財産の帰属）

第三十条 この寺院が解散したときは、その残余財産は、解散の時において門徒総代の三分の二以上の同意によって選定された者に帰属する。

（宗派の規則の効力）

第三十一条 宗会又は常務委員会の議決を経た宗派の規則及びその委任に基づいて制定された規則中、この寺院に關係がある事項に関する規定は、この寺院についても、その効力を有する。

(解釈規定)

第三十二条 この寺則のいかなる規定も、この寺院の役員その他の機関の職にある者に対し、この寺院の教義、信仰その他宗教上の機能又は行持等について、いかなる支配権その他の権限も与えるものと解釈してはならない。

## 附 則

1 この寺則は、この寺院の設立の承認をした日から施行する。

2 この寺則施行当初の住職及び門徒総代は、次の通りとする。

住 職

門徒総代

門徒総代

門徒総代